

4. 審議事項

(3) 個別占用案件の中間報告【審議資料3】

【中間報告】

- ①天王宮児童遊園地 (川西市)
- ②東久代公園 (川西市)

個別占用案件のカルテ（中間報告）

①天王宮児童遊園地（川西市）

■ 報告案件用のカルテ

1. 件名	天王宮児童遊園地		<p>①植栽に関しては今後も持続的に対応してほしい。</p> <p>②ポット植のツツジの手入れに気を配っていただきたい。</p> <p>(更新時点での回答)</p> <p>ポット植へのツツジも含め、植栽については今後も継続して維持管理に努める。</p>
2. 今回申請種別	中間報告		
3. 概要	<p>距離標位置：猪名川右岸 11.4k+130m~11.6k-10m</p> <p>目的：公園</p> <p>占用面積：1,036.47 m²</p> <p>(兵庫県側：691.05 m²、大阪府側：345.42 m²)</p> <p>工作物：すべり台、スライディング遊具、パーゴラ、ベンチ等</p>		
4. 許可の経緯	<p><当初許可> 昭和44年10月30日</p> <p><前回更新許可> 平成29年1月25日</p> <p><許可期限> 平成33年9月30日</p> <p>(河川や堤防との位置関係)</p> <p>別紙のとおり</p>		7. 保全利用 委員会による 参考意見
5. 現況写真	<p>(施設内の状況)</p> <p>別紙のとおり</p>		<p>・更新を許可した。(H28.12.1~H33.9.30)</p> <p>・特記条件に「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。」とした。</p>
6. 河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)			8. 処理

<補足>・A4横書き1枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.~5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成
・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる
・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存



【中間報告時】

天王宮児童遊園地（川西市）

取組状況報告書

	前回委員会の意見 (H28年度第1回審議)	許可時の市の回答 (H29年1月許可)	現在までの取り組み (対応) 状況	今回現地調査での意見	今回委員会の意見
1	植栽に関しては今後も継続的に対応してほしい。	ポット植えのツツジも含め、植栽については今後も継続して維持管理に努める。	引き続き植栽の維持管理に努めている。		
2	ポット植のツツジの手入れに気を配っていただきたい。	ポット植えのツツジも含め、植栽については今後も継続して維持管理に努める。	ポット植のツツジも含め、引き続き植栽の維持管理に努めている。		

許 可 書

住所
氏名 川西市

平成28年11月24日付け28川み道公第25号で申請のあった土地の占用（天王宮児童遊園地）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成29年 1月25日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条による教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記（乙様式1 土地の占用）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 占用の目的 公園（天王宮児童遊園地）
及び態様 態様は別紙のとおり
- 3 場 所 川西市小戸3丁目388番地先から
池田市木部町588-1番地先まで
（右岸11.4k+130m～11.6k-10m）
- 4 占用面積 1,036.47㎡
（兵庫県側：691.05㎡ 大阪府側：345.42㎡）
- 5 占用期間 平成28年12月 1日から平成33年 9月30日まで
- 6 許可の条件
- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) この許可に係る行為に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (4) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (5) 占用料は、別途大阪府知事及び兵庫県知事が定めるところによる。
- (6) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (7) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
- 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
- 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
- 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
- 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。
- (8) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第5項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (9) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないように万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責

任において処理すること。

- (10) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (11) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
- 一 占用の期間を満了したとき。
 - 二 占用の目的を達することができなくなったとき。
 - 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
 - 四 占用の許可が取り消されたとき。
- (12) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (13) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
 - 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報をもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
 - 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。
- (14) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。



別紙

2. 占用の目的及び態様

名 称	構造又は能力	数 量
すべり台	中型 (ステンレス張)	1基
エアープレイン遊具	飛行機	1基
スウィング遊具	パンダ	1基
パーゴラ	鋼製 (ブロック舗装)	1基
野外卓	リサイクルウッド	1基
背伸ばしベンチ	鋼製 (座板木製)	2基
ベンチ	鋼製 (座板木製)	5基
収納庫	コンクリートブロック製	1箇所
引込柱	ステンレス製	1基
公園灯	ステンレス製	3基
散水栓	FRP製	5基
園名板	擬木	1基
標示板	アルミ製	1基
植栽	桜 エドヒガン	8本
植栽	桜 シダレサクラ	1本
植栽	梅 シダレウメ	2本
植栽	紅葉樹 イロハモミジ	3本
防護柵	パネルフェンス	111.0m
水道管	塩化ビニール管 $\phi 20\text{mm}$	116.0m
電線管	FEP管 $\phi 30\text{mm}$	79.0m
門扉	W=1.0m	2箇所
河川占用標識	アルミ製	1基

個別占用案件のカルテ（中間報告）

②東久代公園（川西市）

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	------------------

1. 施設の概要

(占有者作成)

位置図		現況写真	 <p>球技場から下流側へ</p> <p>テニスコートから上流側へ</p>
現在の利用形態	園路:総延長 3,763m 広場:自由広場 1 カ所、休養広場 2 カ所 運動広場:野球場 1 面、球技場 1 面、テニスコート 5 面		
占用面積	72,152.83㎡	付帯施設等	バックネット 4 基、防球ネット、ベンチ 34 基、トイレ 2 基、日除けテント 8 基、その他
許可の経緯	<当初許可> 昭和 49 年 3 月 1 日 <前回更新許可> 平成 28 年 8 月 16 日 <許可期限> 平成 33 年 3 月 31 日	利用者数	平成 22 年度 84,076 人 平成 23 年度 84,672 人 平成 24 年度 82,560 人
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤外地	団体数	平成 25 年度 41,141 人 平成 26 年度 16,143 人
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・占用地は都市公園の東久代公園として位置づけられており、隣接する堤内地は、堤防を挟んで上流側は第一種住居地域、下流側は準工業地域が広がっています。 ・上流側は高木井堰、下流側は伊丹市が占有している猪名川第 1 第 2 運動公園と接しています。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 5 次川西市総合計画」では、競技スポーツの場として、また、スポーツを通じた仲間作り、世代間の交流などコミュニティの形成の場として、東久代公園を始めとする市内の体育施設の適正な管理・運営が必要であると位置づけています。 ・兵庫県の地震災害対策計画(防災予防計画)において東久代公園を広域防災拠点としており、有事の際は救援・復旧活動要員出動及び地域内外からの緊急物資、復旧用資機材等の集積・配送の拠点とします。 ・「川西市緑の基本計画」では、猪名川全体を水に親しみ自然とふれあうことができる水辺の空間として捉え、整備にあたっては自然環境に配慮したものとする必要があります。 ・「生物多様性ふるさと川西戦略」では、猪名川全体を市内の水生生物の多様性の確保、保全の場として重要な空間であるとしています。 		
その他特記事項			

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	------------------

2. 施設の現状

(占有者作成)

占有の 必要性	(代替性) 現在、本市の屋外有料施設としては、東久代公園以外には、市の中部に位置する「市民運動場」1カ所しかないことから、東久代公園は、本市にとって大変貴重なスポーツ施設となっています。また、既に市街地が形成されている本市の現状を踏まえると、現在占有している 70,000 m ² もの東久代公園の代替地を確保することは大変困難です。
	(必要性) 東久代公園は都市施設の一環である都市公園の充実を図るため昭和 49 年から占有してまいりました。主な施設は、野球場、球技場、テニスコート、自由広場、休養広場で、駐車場と管理事務所がある運動公園として市民に親しまれています。 年間の利用者数は、有料施設だけで 82,560 人(平成 24 年度、25 年度、26 年度は台風に伴う河川増水により閉鎖期間あり)に達し、スポーツ愛好団体から家族連れまで多くの市民があらゆるスポーツを楽しんでいます。 今後とも、スポーツを通じた仲間作りと世代間交流等コミュニティ形成の場、さらにはスポーツを通しての市民の健康増進の場として、東久代公園は必要不可欠であると考えます。
管理状況	(施設管理) 平成 26 年度から 5 年間、公募により(公財)川西市文化・スポーツ振興財団を指定管理者として指定いたしました。現在、職員 2 名と受付業務等を行なう職員 1 名が常駐し、管理運営にあたっています。
	(不法占有) 本市占有区域内に建設資機材等の不法占有物件があり、現在、猪名川河川事務所と共に、不法占有者の事務所に出向いたり、現場に立看板を設置したり等、是正指導をおこなっています。
	(維持管理計画) 随時施設点検を実施し、必要な箇所について順次修繕を実施しています。
利用状況	(利用者・利用ルール) 無料の「公園」スペースでは、24 時間いつでも誰でも利用でき、散歩や休養など憩いの場として多くの市民にご利用いただいています。一方、「体育施設」は、基本的に事前にインターネット等で予約をしたうえで有料でご利用いただいています。 なお、公園利用者に対し、以下のとおり看板等で掲示し周知を図っています。 ・当公園内においては管理職員の指示に従う。 ・公園の秩序及び風紀を乱し公益を害した時等管理上支障があるときは使用を禁止する。 ・公園を使用する事によって生じた傷害その他事故については使用者責任において処理すること また、禁止行為を下記のとおり定めています。 ①ゴルフや模型飛行機の飛行等危険な遊び、②犬や他の動物の放し飼い、③酒類の持込及び酒気を帯びていると認められるものの入園、④花や木を傷めること、⑤魚や鳥を殺傷すること ⑥公園その用途以外に使用すること

	(駐車場) 無料駐車場 87 台を設置しています。		
前回審議の 意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取り組 み	(環境への配慮) 指定管理者において随時、除草作業や清掃作業を行っています。		
	(環境意識の啓発) 占有区域内での環境に配慮した利用の遵守や環境保全への意識の高揚を図ることを目的とした環境啓 発看板の設置について、河川洪水時にも危険のない形態での設置を引き続き検討してまいります。 河川の環境保全に対する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携し、利用者を対象にオオブタク サやキクイモの駆除体験を含む外来植物に関する環境学習会を開催いたしました。		
安全への配 慮	河川洪水時の対策として、占有物はすべて可搬式とし、猪名川水位が一定以上に上昇した場合はただ ちに撤去できる体制を取っています。また、年に 1 回、猪名川河川事務所立会いのもと、撤収作業の訓練 を実施しています。		

番号	01008	占有目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	------------------

3. 占有内容の変更

(占有者作成)

変更前の 占有内容		変更後の占有内容	
変更要望 の内容			
内容変更 の 必要性			
変更の規模			
変更場所 の範囲図		管理 体制	

占有内容 変更による 河川環境 への影響	
占有内容 変更後に おける 環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	
その他 特記事項	

番号	01008	占有目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	------------------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占有地及び周辺の 自然環境		<ul style="list-style-type: none"> 当該占有地は猪名川の中流部に位置し、低水路には自然再生として整備された砂礫河原が広がっている。水際にはツルヨシ群落が見られ、河岸にはオギ群落やクズ群落が見られている。 鳥類は、砂礫河原を利用するイカルチドリ、コチドリ等が確認されている。 重要種としては、水際にカワヂシャ(植物)、砂礫地にイソシギ(鳥類)、コチドリ(鳥類)、ツルヨシ群落やオギ群落にはカヤネズミ(哺乳類)が確認されている。また水域には、カマツカ、ミナミメダカ、コウライモロコといった魚類の重要種も確認されている。
自然環境上重要な場所		<ul style="list-style-type: none"> 低水路の砂礫河原は、イソシギ、コチドリといったシギ・チドリ類の重要な生息地となっている。 水辺のワンドやたまりは、ミナミメダカ、コウライモロコといった重要な魚類の生息環境として重要である。
水際の 状況	水域までの 距離	<ul style="list-style-type: none"> 水域までの距離:約 5～50m 左岸は護岸が整備されているが、低水路には砂礫河原が広がっている。 右岸はツルヨシ群落が発達し、水際にはワンド環境もみられる。
	水面との 高低差	<ul style="list-style-type: none"> 約 1.5m

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

- ①メリケントキンソウ等外来種への対策を強化していただきたい。
- ②不法占用対策について引き続き努力していただきたい。
- ③環境学習会をこれからも進めていただきたい。

(更新時点での回答)

- ①現在、東久代公園内のメリケントキンソウは減少しております。良好な状態を保つため、グラウンド土の表面をすくうなど、外来種が根付きにくくするような対策をまいります。
- ②不法占用については、長年の経緯もあり一朝一夕に解決することは困難と見込まれますが、今後とも猪名川河川事務所と協力して交渉を継続いたします。
- ③今後とも、猪名川河川レンジャーと相互協力し、利用者を対象とした環境学習会を開催し、環境保全について考える機会について考える機会を提供してまいります。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

- ・更新を許可した。
- ・許可期間は5年とした。(H28.4.1～H33.3.31)
- ・工作物は精査により変更があった。
- ・従前通り許可条件に以下の条件を付した。
「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用になるよう取り組むこと」
- ・自然環境保全・再生のための占用区域周辺の管理のあり方については、占用者と協議する。
- ・川らしい利用のあり方の情報共有等は占用者と方策を検討する。

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	------------------

【参考】委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



① 占用区域全景(上流から下流を望む)



平成 27 年 12 月 17 日 撮影

② 占用区域全景(下流から上流を望む)



平成 27 年 12 月 17 日 撮影

③ 看板(ゴルフ禁止)



平成 27 年 12 月 17 日 撮影

④ 水際の植生(河原)



平成 27 年 12 月 17 日 撮影

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	猪名川右岸 8.0k+100m～8.6k
----	-------	------	-------	------	-----	----	----------------------

⑤護岸横の芝生



平成 27 年 12 月 17 日 撮影

⑥小型陸生草本群落(メヒシバ等)



平成 27 年 12 月 17 日 撮影

⑦クズ群落



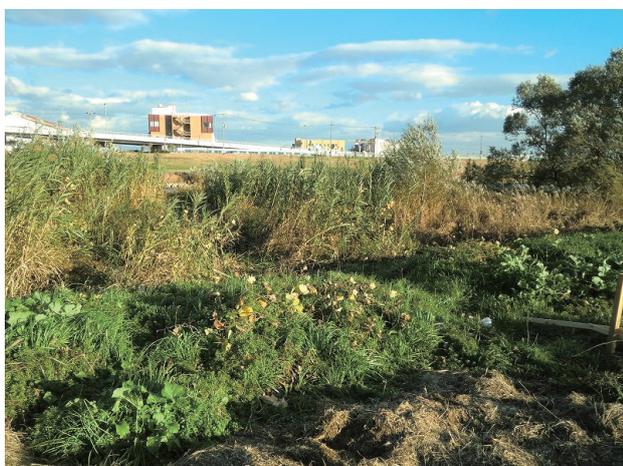
平成 27 年 12 月 17 日 撮影

⑧樹木(エノキ等)

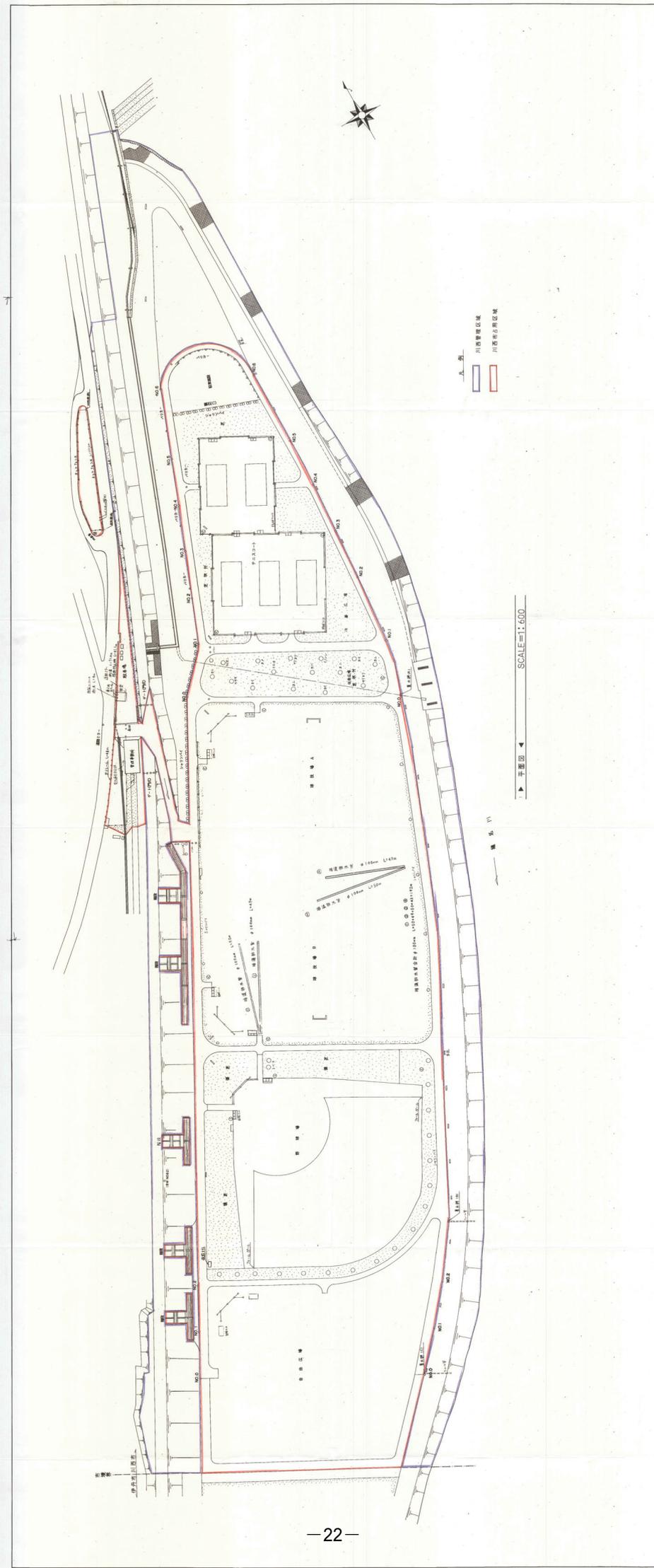


平成 27 年 12 月 17 日 撮影

⑨オギ群落



平成 27 年 12 月 17 日 撮影



野球場



球技場



取組状況報告書 東久代公園(川西市) 【中間報告時】

	前回委員会の意見 (H27年度第2回審議)	許可時の市の回答 (H28年8月許可)	現在までの取り組み (対応)状況	今回現地調査での意見	今回委員会の意見
1	メリケントキンソウ等外来種への対策を強化していただきたい。	現在東久代公園内のメリケントキンソウは減少しております。良好な状態を保つため、グラウンド土の表面をすくう等、外来種が根付きにくくするような対策をしております。	メリケントキンソウについては、見つけたら除去をし、ロープを張って入らないよう対策をしていたため、減少しています。		
2	不法占用対策について引き続き努力していただきたい。	不法占用については、長年の経緯もあり一朝一夕に解決することは困難と見込まれますが、今後とも猪名川河川事務所と協力して交渉を継続いたします。	猪名川河川事務所とともに数回、不法占有者事務所を訪問し、文書を預けるも、本人と接触できていません。現場にも二度に渡り撤去指示看板を設置するも、状況に変化は見られていません。		
3	環境学習会をこれからも進めていただきたい。	今後とも、猪名川河川レンジャーと相互協力し、利用者を対象とした環境学習会を開催し、環境保全について考える機会を提供してまいります。	平成30年8月11日に利用団体に対し、環境学習会を実施しました。参加した子供達の環境への関心が大きかったため、今後は、年間行事として定期的な活動を進めてまいります。		

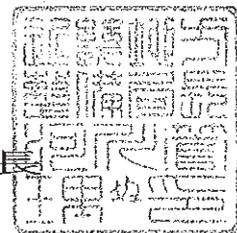
許 可 書

住所
氏名 川西市

平成28年3月2日付けで申請のあった土地の占用、工作物の改築（東久代公園）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成28年 8月16日

近畿地方整備局長

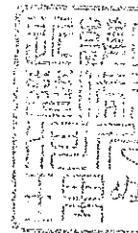


（行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条による教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記（乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等）

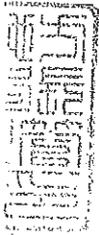
- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 目的 公園
- 3 場所 川西市東久代1丁目地先
(右岸8.0k+50m~8.6km)
- 4 工作物の名称
又は種類 東久代公園
- 5 工作物の構造
又は能力 別紙のとおり
- 6 工期 _____
- 7 占用面積 72,128.65㎡
- 8 占用期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで





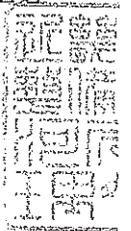
9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) ~~この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。~~
- (4) ~~この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。その申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。~~
- (5) ~~この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出る。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。~~
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
 - 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
 - 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができなくなるとき。
 - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必



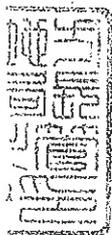
要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。

- (11) ~~この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。~~
- (12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占有しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (13) ~~この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。~~
- (14) ~~この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。~~
- (15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないように万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
- 一 占用の期間を満了したとき。
 - 二 占用若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。
 - 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
 - 四 占用若しくは工事の許可が取り消されたとき。
- (18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
 - 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
 - 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。
- (20) 出水時又はその恐れのあるときは、あらかじめこの許可に係る可搬式の工作物



は堤内の土地に搬出しておくこと。

- (21) この許可に係る可搬式の工作物については、毎年度の出水期前に事務所長に届け出て、撤去訓練を実施すること。
- (22) この許可に係る区域内の樹木は、常に1メートル以内に刈込みしておくこと。
- (23) この許可に係る東久代公園の利用実態を明らかにする資料を調整しておくこと。
- (24) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。



工作物の構造又は能力

【園路】

縁石(A) L=3,763m		
L=10.0m	(幅員10m)	アスファルト舗装(t=3cm)
L=10.0m	(幅員8m)	"
L=890.0m	(幅員5m)	"
L=631.0m	(幅員3m)	アスファルト舗装(t=5cm)
L=188.0m	(幅員5m)	アスファルト舗装(t=3cm)
L=153.0m	(幅員3m)	アスファルト舗装(t=5cm)

【広場】

自由広場 1箇所 A=約11,000㎡

バックネット		1基(可搬式)
日除けテント	5.0m×2.5m	2基
サッカーゴール		2組(可搬式)
スコアボード		1基(可搬式)
グラウンド整備道具箱		1基(可搬式)

休養広場

約5,950㎡(堤外)

【運動施設】

野球場 1面 A=約16,000㎡

バックネット		1基(可搬式)
ファールポール		2本(")
スコアボード		1基(")
グラウンド整備道具箱		1基(")
縁石(B)		L=255m
日除けテント	5.0m×2.5m	2基

球技場 1面(A・B) A=約24,000㎡

バックネット		2基(可搬式)
スコアボード		2基(")
サッカーゴール		4組(")
グラウンド整備道具箱		2基(")
縁石(B)		L=255m
防球フェンス	(H=5.0m)	L=56m
日除けテント	5.0m×2.5m	4基

テニスコート 5面 A=約5,000㎡

球技コート付帯設備		1式(可搬式)
球技コート整備道具箱		1基(")
防球フェンス	(H=2.0m)	L=330m
縁石(B)		L=378m

【修景施設】

植栽		
トベラ		10本
シャリンバイ		1,210本
芝生		

【休養施設】

ベンチ		34基(可搬式)
-----	--	----------

【便益施設】

水道管 (φ=40mm) L=46m

【遊戯施設】

小動物 15基

【その他管理施設】

階 段		5箇所
車止め		3箇所
集水枡		3箇所
ヒューム管		L=46.0m
ガードレール		L=48.0m
フェンス		L=74.4m
側 溝		L=51.0m
立 札		31箇所 (可搬式)
屑かご		11箇所 (可搬式)
管理事務所 (8.1m×18.0m)		1式
地蔵尊 (1.3m×1.4m)		1式
フェンス		L=132.6m
道路規制標識		2基
バリカー (擬石タイプ)		2基
バリカー (引抜式)		25基 (可搬式)
バリカー (門型式)		2基
道路ミラー (キーパーミラー 2面鏡)		1基
道路ミラー (キーパーミラー 1面鏡)		1基
駐車場舗装 (アスファルトt=5cm)		A=562㎡
駐車場舗装 (アスファルトt=5cm)		A=1,260㎡ (堤外地)
横断防止柵 (フロントビー、PZ-A3-8B-C)		L=45.5m
電気・通信引込柱 (鋼管柱)NAポールTS-9		1本
暗渠排水管 φ=100mm		L=192m
男女兼用トイレ		2基 (可搬式)
手洗い水槽		1基 (可搬式)
車止めポール		2本
擁 壁	H=0.6m	L=10m
鉄筋コンクリート側溝	W=0.52m	L=4.0m
物置		5基

許 可 書

住所
氏名 川西市

平成29年2月8日付けで申請のあった土地の占用、工作物の改築（東久代公園）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成29年 2月20日

近畿地方整備局長



(行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条による教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記（乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 目的 公園（東久代公園）
- 3 場所 川西市東久代1丁目地先、
（右岸8.0k+50m～8.6km）
- 4 工作物の名称 階段、手摺り
又は種類
- 5 工作物の構造 階段 6箇所（1箇所新規追加、既設置）
又は能力 手摺り（ステンレス製） 0.0486m×7.0m 1基（今回新設）
- 6 工期 平成29年 2月23日から平成29年 2月28日まで
- 7 占用面積 72,152.83㎡
- 8 占用期間 平成28年 4月 1日から平成33年 3月31日まで



9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。
- (4) この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。
- (5) この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な

時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。

二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。

三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

(8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。

(9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。

(10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。

一 許可の際の住所氏名を変更したとき。

二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。

三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。

四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。

(11) この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。

(12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。

(13) この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。

(14) この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。

(15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないように万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。

(16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。

(17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。

一 占用の期間を満了したとき。

二 占用若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。

三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。

四 占用若しくは工事の許可が取り消されたとき。

(18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。

(19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」とい



う。)の安全確保のため次の措置を講じること。

一 許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制(土日・祝日及び勤務時間外を含む。)を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。

三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報をもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。

イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。

ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。

ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。

四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。

(20) 出水時又はその恐れのあるときは、あらかじめこの許可に係る可搬式の工作物は堤内の土地に搬出しておくこと。

(21) この許可に係る可搬式の工作物については、毎年度の出水期前に事務所長に届け出て、撤去訓練を実施すること。

(22) この許可に係る区域内の樹木は、常に1メートル以内に刈込みしておくこと。

(23) この許可に係る東久代公園の利用実態を明らかにする資料を調整しておくこと。

(24) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。

(25) 本件許可に係る工作物は平成28年8月16日付27国近整猪占調河占第155号の次回継続申請時に併せて申請のこと。